

作業環境測定基準等の一部を改正する告示（案）について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

I. 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 65 条第 1 項及び第 2 項において、有害な業務を行う屋内作業場等で、政令で定めるものについては、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号。以下「測定基準」という。）に従って作業環境測定を行うことを義務付けている。

今般、令和 5 年度「化学物質管理に係る専門家検討会」（以下「検討会」という。）での検討結果を踏まえ、測定基準第 10 条第 5 項第 1 号に規定する作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いる方法（以下「個人サンプリング法」という。）により行う作業環境測定の対象物質にジクロロベンジジン及びその塩その他 13 物質を新たに追加するとともに、同条第 1 項に規定するベリリウム及びその化合物その他 5 物質並びに第 11 条第 1 項に規定する鉛に係る分析方法に誘導結合プラズマ質量分析方法を追加するため、測定基準及び関連する告示について所要の改正を行う。

また、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 17 条第 1 項においては、全体換気装置に必要な換気量の算定のため、作業時間 1 時間に消費する有機溶剤等の量を用いているが、当該消費量については、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により、消費等する有機溶剤等の量に、有機溶剤含有物の区分に応じて厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて算定することが定められている。この数値は、有機溶剤の含有率に基づき定めたものであるが、「その他の接着剤」など、多数の製品が含まれる区分についても、共通の数値を定めているところである。

今般、検討会において、「その他の接着剤」など、多数の製品が含まれる区分については、技術の進歩により多様な製品が市場に流通し、その製品ごとに有機溶剤の含有率も様々であることから、共通の数値を定めることは適当でないとされたことを踏まえ、これまで共通としていた数値を当該製品に含有される有機溶剤の量を当該製品の量で除した値とするため、関係告示について所要の改正を行う。

II. 改正の内容

1 測定基準の改正

- (1) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第 3 に掲げる特定化学物質のうち、別紙の表の左欄に掲げる物質（14 物質）に係る作業環境測定については、個人サンプリング法によるデザイン及びサンプリングを行うことができることとする。これに伴い、一部の物については、別紙の表の左欄に掲げる物に応じ、別紙の表の中欄に定める試料採取方法を追加するとともに、一部の物については、当該物又は当該試料採取方法に応じ、別紙の表の右欄に掲げる分析方法を追加する。
- (2) 次に掲げる物質について、分析方法に誘導結合プラズマ質量分析方法を追加する。

① 令別表第3に掲げる特定化学物質のうち次に掲げる物質（6物質）

- ・ベリリウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）

② 鉛

(3) その他所要の改正を行う。

2 有機溶剤等の量に乘すべき数値（昭和47年労働省告示第122号）の改正

有機溶剤等の量に乘すべき数値のうち、「その他の接着剤」の数値について、現行の0.8から、当該接着剤に含有される有機溶剤の量（当該接着剤に含有される有機溶剤を2以上含有する場合にあっては、それらの合計値）を当該接着剤の量で除した値に改める。同様の改正を「その他の表面加工剤」、「その他のインキ」、「その他の工業用油剤」、「その他の繊維用油剤」、「その他の殺菌剤」、「その他の塗料」及び「その他の絶縁用ワニス」についても行うとともに、所要の経過措置を設ける。

3 その他所要の改正

測定基準の改正を踏まえて、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号）について所要の改正を行う。

Ⅲ. 根拠法令

- ・安衛法第65条第2項
- ・有機則第2条第2項第1号及び第2号、第17条第2項第2号及び第3号並びに第28条の3の2第4項第1号
- ・鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第52条の3の2第4項第1号
- ・特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第36条の3の2第4項第1号
- ・粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条の3の2第4項第1号

Ⅳ. 適用期日等

告示日：令和6年4月上旬（予定）

適用期日：Ⅱ. 2 令和6年7月1日

Ⅱ. 1、3 令和7年1月1日